

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者5者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

日精株式会社

期間：令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

住友重機械搬送システム株式会社

期間：令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

フジパスク株式会社

期間：令和7年6月20日～令和7年10月19日（4ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

I H I 運搬機械株式会社

期間：令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

新明和工業株式会社

期間：令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジパスク株式会社、I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

また、新明和工業株式会社、日本コンベヤ株式会社、I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

当該事業者は建設事業者から特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。